

会 議 名 称 足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会（平成２６年度第２回）	整 理 番 号	
	作 成 年 月 日	平成２６年７月００日
	作 成 者 所 属 ・ 氏 名	子ども家庭課子ども施策推進担当
開 催 日 時 平成２６年６月２５日（水）午後６時～７時	配 付 先 子ども支援専門部会員	
開 催 場 所 区役所中央館８階 特別会議室		
議 題 「子ども・子育て支援新制度施行に伴い区が策定すべき基準について」	配付資料 次第 １部 資料１部	
出 席 者（敬称略）（計３１名） （部会員）柴崎正行、青木信夫、鈴木圭子、橋本幸雄、有賀純三、石居聡、三橋雄彦 （特別部会員）高梨珪子、橋本英樹、金杉洋子、廣島清次、根本俊昭、杉本新、掛川秀子、三浦昌恵、小田恵美子、中台恭子 （協議会条例第8条に基づく意見表明者） 古庄宏吉、川下勝利 （事務局）子ども家庭課長 鳥山高章 （関連部署）住区推進課長 倉本和世士、福祉管理課長 川口真澄、社会福祉協議会福祉事業部長 田口仁美、保健予防課長 増田和貴、学務課長 望月義実、教育指導室長 浮津健史、子ども・子育て支援課長 荻原貞二、子ども・子育て施設課長 橋本太郎、青少年課長 寺島光大、こども支援センターげんき所長 西野知之、子ども支援担当課長 渡邊 勇		
議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他） １ 審議・調査事項 １．子ども・子育て支援新制度施行に伴い区が策定すべき基準について ＜子ども家庭課、子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課、住区推進課＞ ２ 報告事項 なし		

次回の開催日：平成 26 年 7 月 15 日

平成 26 年度 第 2 回足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成 26 年 6 月 25 日（水） 午後 6 時～
足立区役所 中央館 8 階 特別会議室

鳥山子ども家庭課長

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席をいただきまして、ありがとうございます。開会にあたりましてまず資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は 2 回に渡りまして皆様に送らせていただいた資料と、席上に配付いたしました本日の議題に対します川下先生からのご意見と「保育所つくってネットワーク」という区内の保護者の皆様が活動されている団体から今回の新制度の運用についての要望書を頂戴しましたので、参考に配付をさせていただきます。直接、今日の基準の中身にはあまり触れていない部分ですけれども今後、運用を考えていく上での検討の参考として配付をさせていただきます。資料につきましては以上でございますが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の子ども支援専門部会の委員のご出席は 27 名中 17 名のご出席をいただいております。定足数を満たしております。それでは、議事の進行を柴崎部会長宜しくお願いいたします。

柴崎部会長

皆さん、こんばんは。本日は 26 年度 2 回目の専門部会となります。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事の進行ですが、審議・調査事項の説明の後に、ご意見の聴取をまとめて行いたいと思います。

では、審議・調査事項「子ども・子育て支援新制度施行に伴い区が策定すべき基準について」子ども家庭課長より説明願います。

鳥山子ども家庭課長

それではご説明申し上げます。まず、資料 1 をご覧いただきたいと思います。本日の会議の要旨でございますけれども、新制度にあたってサービス提供主体となるためには、「認可」と「確認」を受ける必要があります。区がその「認可」と「確認」を行うにあたりまして基準を策定しなければいけないと国からは指導されております。基準といたしましては、次の 、 になります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

また、これとは別に児童福祉法の改正によりまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めて、条例化しないといけないということになっております。

本日は、これら 3 つの基準の内容につきまして、検討いただくということになります。

まず、基準策定の背景についてお話をさせていただきます。まず新制度における教育・保育は、資料中ほどに記載の表のとおり分類されてございます。教育・保育施設については定員が 20 人以上で、対象施設につきましては認定こども園、認可保育所、幼稚園の 3 つとなります。それから地域型保育事業については 19 人以下の定員の施設で対象児童が 0～2 歳、事業につきましては記載の 4 つとなっております。次に認可と確認のご説明をさせていただきます。まず事業者の方が保育事業を行うにあたり

ましては、はじめに、認可権限のある認可権者から「認可」を受ける必要があります。認可を受けた後、その事業者が新制度における財政支援を受けるためには、確認の権限のある確認権者から「確認」を受けなければならないと新制度では定められております。

めくって頂きまして、認可権者と確認権者について分類をさせていただきました。教育・保育施設につきましては、認可権者は都道府県でございます。幼稚園や認可保育園については、都が認可権を持っているということになります。それから地域型保育事業については今回、新設されておりまして、その認可権者については区である、と定められております。そのため、認可基準を定める必要があるということで、下にありますように「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を定めるものでございます。それから確認のところでございますが、教育・保育施設についても、地域型保育事業につきましても、認可権者については区となっております。その確認をするための基準ということで「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を定めるということになっております。次の「認可と確認の手続きの流れ」については、記載の表のとおりでございます。確認を受けて初めて新制度上の財政支援を受けられるといった形でございます。3 番目の区が策定すべき基準の内容につきましてこれから説明をさせていただきます。まず、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」でございます。これは家庭的保育事業等に従事する者の資格やその数などを今回はほぼ国基準どおりの内容としておりますが、一部の内容について区独自の基準もございますので、ピックアップした形でご説明させていただきます。それでは担当課長から説明申し上げます。

橋本子ども・子育て施設課長

別紙資料 1 に基づきまして、ご説明申し上げます。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について」でございます。新制度におきましては、家庭的保育事業、小規模保育事業などの 4 種類の設備及び運営に関する基準につきまして、国が定める基準を踏まえて、区が条例化を図るものでございます。その概要につきましては 2 番目でございます。「家庭的保育事業」、これは現在、家庭福祉員ということで、いわゆる保育ママとして位置づけられているものでございます。続く「小規模保育事業」につきましては A、B、C の 3 類型がございますけれども、保育所分園に近い類型の A 型と家庭的保育に近い類型の C 型、その中間的な B 型の類型がございます。その下の認可定員の区分けですが、家庭的保育事業につきましては 20 人未満、6 人から 19 人のところを小規模保育事業で、1 人から 5 人のところを家庭的保育で、とそれぞれそういう役割ということでございます。3 番目、基準策定にあたっての区の全般的な考え方でございます。国基準に準じた規定とすることを基本といたしますが、保育の質の維持又は向上の観点から「国基準と同水準」又は「国基準より高める基準」とするかを判断して、区基準を定めるものでございます。ページをめくっていただきまして、「主な規定事項」をここに掲げさせていただいております。その 1 つ目でございますが、「保育室及び屋外遊戯場」でございます。それぞれ国基準におきましては家庭的保育、小規模保育について、例えば 1 人 3.3 m²以上という基準に従うものでございます。下の区の考え方でございますが、特に異なる内容を規定する理由はないということでございますので、国基準と同様としたいと考えております。なお、吹き出しの形で示させていただいておりますが、現在、認証保育所 B 型の施設基準は、「1 人につき 2.5 m²以上」の面積となっております。しかし、新制度の小規模保育事業となる場合の基準は、この 2.5 m²ではなく、原則の「3.3 m²以上」を定めるということ、これは、保育の質を向上させるという観点からもこの基準に合わせて定めるということでございます。続きまして 3 ページ目の「連携施設」でございます。こちらも国基準のとおりとするものでございますが、家庭的保育、小規模 A～C 型の類型のところで、卒園後の受け皿ですとか、あるいは代替保育の必要から連

携施設の確保が必要であると定められています。今後検討すべき課題がありますので、ここでは国基準にならって 5 年間の経過措置を置いて、移行準備期間を設けるものでございます。続きまして 4 ページ目の「保育士・保育従事者等」の定めでございます。こちらは基本的には国基準に従うものでございますが、表の網掛けでお示した小規模 B 型のところ、これは国基準では保育士半数以上(50%以上)という定めがございます。ここで区基準では保育士(6 割以上)に出来たらと考えております。ここでの考え方ですけれども、現在の足立区保育士配置基準が現行、保育士 6 割以上とされておりますので、新制度移行後も現場の保育の質を確保する必要がありますので、この要件は国基準、半数以上よりも高い基準(6 割以上)で規定出来たら、と考えております。続きまして 5 ページ目の「食事の提供」をご覧ください。こちらは特に家庭的保育(保育ママ)のところでございますが、現在は利用者が弁当持参という形で、事業者が特に調理をしているものではございません。新制度におきましては自園調理が原則となっておりまいますので、そちらに移行するというところでございますけれども、この食事の提供方法等につきましては検討しなければなりませんので、国基準にならって 5 年間の経過措置を設けるものでございます。6 ページ目には従うべき基準、これは今回関係政省令が定められまして、国の基準に必ず適合しなければならないという基準でございます。一方、参酌すべき基準といえますのは、条例を定めるにあたって、十分に参照した上で、でございますけれども、その結果につきましては地域の実情に応じて、異なる内容が許容されるものでございます。

鳥山子ども家庭課長

別紙資料 4 には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」全条文に対して、国の基準、それから従うべき基準なのか、参酌基準なのか、区の考え方につきまして全条文に渡って記載をさせていただいております。後ほどご覧いただければと存じます。続きまして、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」についてのご説明をいたします。基準の趣旨でございますけれども、国で定められております支援法に基づく給付対象の施設・事業となることを「確認」して、給付費(委託費)を支払うという形になります。この「確認」を行うための基準を、区が条例で定めるものです。全般的な考え方といたしましては、現行の施設・事業と比較いたしまして質の維持又は向上につながるものについて示されておりますので、全ての規定事項について国基準と同水準にしたいと考えております。まず、主な規定事項でございますが、はじめにこの表の中で訂正事項がございます。特定教育・保育の幼稚園の認定区分の範囲につきまして 1 号～3 号認定となっておりますが、正しくは 1 号のみでございます。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。利用定員につきましては、それぞれここに記載のとおり、国基準のとおりでございます。ただ、先ほど認可基準のところではございましたが、認証保育所の B 型など若干、どのように移行するかという問題もございますので、この辺については検討を進めていきたいと考えております。めくっていただきまして、「説明・同意、正当な理由のない提供拒否の禁止」でございます。これにつきましても国の基準どおりでございますが、基本的に 2 つ目のところに申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止等という項目がございます。これは正当な理由がない限り事業者側のほうは拒否はしてはいけない、応諾義務がありますよ、という規定でございます。ただし、利用定員を超えて提供を行ってはならないというふうに国基準では規定されております。区の考え方といたしましては条文上、年度中途における需要の増大などの場合には定員枠を超えて受け入れていいという規定はございますけれども、年度当初から定員の枠を広げて受入れということについては、いまのところ想定されていないという中身になっております。この点につきましては、今後国のほうで方針を示す、とされておりますので、その方針を見た上で、区の考えを整理していきたいと考えております。次に「教育・保育の取扱方針」でござい

ます。これにつきましても国基準どおりでございます。ただ、こういった基準、評価の実施ですとか、運営規程の策定など、各事業者をお願いしていくべき点多々ございますので、この辺については、しっかりと周知をしていきたいと考えております。4 番目、利用者負担受領についてでございます。これにつきましても国の基準どおりでございます。利用者負担額については、今後、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に諮問して保育料については負担額を決めていただく、ということになっておりますので、答申を受けて保育料を決定していきたいと考えております。めくっていただきまして 4 ページでございます。円滑な接続に資する連携でございます。この点につきましては特に小学校に上がる際に円滑に移行が出来る、ということが必要となってございます。この辺についてもきちんと規定をしていく、ということでございます。それから 2 つ目の特定教育・保育施設等との連携でございます。地域型保育ですが、最初に申し上げましたけれども、この事業については 0 から 2 歳を対象にした施設でございます。3 歳以降につきましては施設の確保、卒園後の受け皿づくりをどうするか、ということが非常に重要となってまいります。今回は国の基準に倣い、5 年間の経過措置を置きまして、しっかりと 3 歳の時の移行が出来るよう体制をつくっていききたいと考えております。以上が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての説明でございます。資料 5 につきましては、それぞれ今回の基準の中の条文全てに対しての区の考え方を示しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。それでは、3 番目の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきまして、担当課長からご説明申し上げます。

倉本住区推進課長

別紙資料 3 の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」につきましては、住区推進課からご説明いたします。この制度の趣旨でございますけれども、いわゆる放課後児童健全育成事業、すなわち学童保育室の運営・設備基準につきましては、条例で定めて最低の基準をつくっているところでございます。基準策定にあたっての区の考え方でございますけれども原則として、全て国基準に従いますけれども、参酌すべき基準につきましては、国の専門委員会の意見等を踏まえまして、現状に合わせて一部加筆してございます。具体的に 3 歳以降、ご覧願います。まず、対象児童でございます。従来は 10 歳未満ということで概ね 1 年から 3 年生が対象でございましたが、児童福祉法の改正によりまして、これが小学校の就学ということで 6 年生まで拡大されるということになります。非常災害対策(第 6 条)でございますけれども、これにつきましては一部加筆をしてございます。加筆部分につきましては太字でございまして、「具体的計画」のところを「防災マニュアル等を備え」と具体的に防災マニュアルという表現を加えました。「定期的に」これを行うというところでございますけれども「少なくとも年 2 回以上実施する」ということで具体的に回数等を入れさせていただきました。次の 2 ページをご覧ください。施設・設備(第 9 条)関係でございますけれども、国の基準では遊び場と生活の場と併せて、静養するスペースを設けなさい、となっているのですが、静養するスペースにつきましては、「その機能を備えた区画につきましては、児童の安全、健康、衛生面に配慮しながら、各事業所の実情に応じた対応とすることが出来る」というように、現在、各学童保育室が行っている実情に合わせた形でこれを加筆をいたしました。従事する者の資格 と 3 ページ目の従事者の配置(第 10 条関係)につきましては、国の基準どおりでございます。集団の規模(第 10 条関係)でございます。国のほうでは「おおむね 40 人以下とする」となっておりますけれども、これは「児童数がおおむね 40 人を超える場合は、集団を分けるなど児童の安全に配慮した対応を行うものとする」というように書き加えました。これは区の現状として、今現在の室内の定員が最大 50 名で、一番多いところで、70 名程度となっておりますので、これはなるべく実状に合わせた形とするため書き加えていただきました。開所日数と開所時間につきましては国の基準どおりでございます。以上でございます。

鳥山子ども家庭課長

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の各条文に対しての区の考え方につきましては、別紙資料 6 でお示しをしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。以上が基準に関する内容でございます。それから別紙資料 7 ということで、前回の会議の中でご質問いただきました点についてご回答申し上げます。内容につきましてはご確認いただければと思います。特に 1 ページ目の 0 歳の量の見込でございますが、国のほうで今後、考え方を示すという通知も来ておりますので、場合によりましては、変更になる、また更に補正がかかる場合もあるかと思っております。その際には、また皆様にお示しをさせていただきたいと思っております。それから川下先生からいただいた今回の基準に関するご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、1 番目のところでございますけれども「保育室・屋外遊技場」の件でございます。事業所内保育室につきましては国基準で 1.65 m²と規定されていますが、区といたしましてはこれを 3.3 m²に上乗せしていきたいと考えております。

連携施設につきましては、先ほども申し上げましたけれども 5 年間の経過措置の中で、ご指摘のありました卒園後の受け皿としての優先入所の仕組みなどを検討し、経過措置期間の中で移行の準備をしていきたいと考えております。次に、別紙資料 2 のところでございますけれども、最初の につきましては先ほども申し上げましたが、資料の誤りでしたので「1 号認定のみ」ということで訂正させていただきます。それから、教育・保育の取り扱い方針につきましては、認定こども園についての問いでございますけれども下の表のとおり、(1)から(4)がでございます。(1)、(2)、(3)につきましては「保育所保育指針及び幼稚園教育要領」に基づいて運営されることになりますし、(4)の認定こども園につきましては今回出来ました「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて運営されるという形になります。それから第三者評価の問いでございますけれども、新制度の給付であります「第三者評価受審加算」によりまして補助の対象になります。この加算については「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審し、その結果をホームページ等で公表している場合について加算を行うこととなっておりますので、評価項目などは、いまお示ししましたガイドライン等に沿ったものとなると考えております。最後に運用規定についてのお問合せでございますけれども、運営規定の内容につきましては国の基準どおり考えていきたいと思っております。限定的に考えると定めておりますので、そのように規定してまいります。別紙資料 5 の「特定教育・保育施設の運営に関する基準について」どのようにしていくのか、という問いでございますけれども、実際に来年度以降、どのように運用していくかにつきましては、国からの通知等も出てまいりますので、そういった通知等を踏まえながら検討していきたいと考えております。ご質問等については以上でございます。本日私どものほうからご説明いたします内容については以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

柴崎部会長

はい。ありがとうございます。ただいま事務局のほうから今日のポイントであります、区が「認可」及び「確認」を行うにあたり策定すべき基準というのが 2 つあって、それが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と、それから特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、それと、福祉法が改正されたために、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、条例で定めなければならない、とこの 3 つについて今、説明をしていただきました。それから、委員の方からの質問に対する回答をお話いただきました。これらにつきましてご質問等ございましたら、質問していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

廣島委員

詳しい説明をいただき、大変分かりやすくありがとうございました。私は認証保育所の立場から一点だけお聞きしたいと思います。27 年度から新制度に移るということで、いま概要等につきましてはお聞きしましたが、前回もお話し申し上げましたとおり、認証保育所についての今後の進め方につい

て、スケジュール等について、区のほうはどのようにお考えになっていただいているか、一点だけお聞きしたい。以上でございます。

鳥山子ども家庭課長

認証保育所のほうにつきましては、東京都のほうからも制度自体、維持していくというお話しは聞いております。今回、公定価格も出たことでございますので、区としてどうしていくのか、いま検討しているところでございます。これについては出来れば7月中にはしっかり方向性は示していきたいと考えております。

柴崎部会長

よろしいでしょうか。それでは、次のご質問をお願いいたします。

川下意見表明者

質問で丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。事業所内保育所についても国では乳児室が1.65 m²以上ということで定められているものについては、区でも3.3 m²以上とする方向で検討していただけるということなのですが、例えば、検討するというのが、この会議で定めるということではないということなんでしょうか。それと、じゃあ結果どこが3.3 m²以上にしようとか、2.5 m²にしようとか、1.65 m²以上にしようという、最終的な決めるところというのはいったいどこなのか、というところをお聞かせいただきたいと思います。あと、家庭的保育事業の給食の提供のところなのですが、5年間の経過措置でというふうに、とお考えのようですけれども、例えば認可保育所も同じことなのですが、利用料の中に給食費がもう入っているわけですね。ですから例えば、アレルギーのある子についての対応等も、もちろん保育所ではやっているんですが、保育ママさんが本当にそのアレルギーの子どもまでの対応がいったい出来るのだろうか、というのはとても心配をしているところです。で、もし利用料の中に給食の提供費用も入っているということになると、なかなかですね、その保護者の理解も難しいのかな、というふうに思うのですが、その辺もですね、もし、何か考えがあるようであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。つまりアレルギーのある子については家庭からの持参でも良しという方向で考えていくのか、いや、なるべく状況代替をしてもらおうのかというようにお考えなのか、というところをお聞かせいただきたいと思います。

鳥山子ども家庭課長

それでは最初のご質問でございますけれども、どこが決めるのか、というお話しでございますが、この子育て会議の中で皆様のご意見をいただいた上で、区として最終的には決定をさせていただくという流れになります。この基準については、特に条例化をしなければいけないというふうになっておりますので、9月の区議会に条例案を提案してお決めいただくという形をとらせていただきたいと思います、いま考えております。

橋本子ども・子育て施設課長

家庭的保育の自園調理については、ご指摘のとおり、保育ママの中で自園調理を例えば、食物アレルギーも含めてしっかり対応ができるような状況をつくり出していくというのは検討課題も多いところだと思いますので、これについてはそのとおりだと思います。ご提案のように場面分けをして、アレルギー対応としての弁当持参、という考え方も参考にさせていただきますが、基本的にはこの5年間の経過期間というものを有効に活用して制度への適用をしっかりとらせていただきたい、というのが、基本的な考え方でございます。

鳥山子ども家庭課長

あと保育料の関係でございますけれども、おっしゃったとおり保育料の中に給食費が含まれております。今回、審議会のほうに保育料の諮問をさせていただきますけれども、そういったところを考慮しなければいけないのかな、というのは、いま事務局のほうで考えておりますので、場合によっては保育料体系も一本ではなく、家庭福祉員のような給食を提供しない場合と、そうでない場合とでの二

本立てというのでも考えなければいけないのかな、というようにはいまのところ考えておりまして、これについては保育料の審議会の中で、お示しをしていきたいと思います。

柴崎部会長

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、先ほど川下委員からの説明の中に家庭的保育の一人当たりの面積ですね、それが3.3㎡以上というのはどこで決まっているのか、ということにつきまして、いまここで審議している内容に書いてあるわけですね、国の基準と同じと。この会議の中で、それに対して特に異議がない、ということが皆さんのご意見であれば、それが条例をつくる時の基準になる、ということですね。

鳥山子ども家庭課長

皆さんのほうで、3.3㎡以上のほうがいい、という話しであれば、区としても、いまそういう提案をさせていただいておりますので、ご同意いただければそういった形で条例案をつくっていくということになります。

柴崎部会長

ということは、私が最後に「今日提案したものでよろしいですね」ということを確認しなければならない、ということですね。

鳥山子ども家庭課長

確認といいますが、この会議の中では、区の考え方をお伝えして、皆さんからそれでいいよ、というご意見をいただければ、と考えております。

柴崎部会長

異論がなかった、ということで判断を決めるということですね。確認させていただきました。

有賀副部会長

学童保育室の関係で、別紙資料3の3ページの集団の規模、定員のところですが、国基準で「40人以下」、区で加筆をして「40人を超える場合は」と書いてありますけれども、この基準でいきますと、50人、70人というのは、基準に照らすとどうか、と思います。もし、50人、70人とする、「なお書き」ではなくて、「ただし書き」で「集団を分けるなど児童の安全に配慮した対応を行う場合には、40人を超えることができる」と、そういったような規定の仕方のほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

倉本住区推進課長

国の基準は40人以下なのですが、足立区の現状では50人定員もございます。国の基準に照らし合わせて近いところという考え方で40人規模に近いという形で規定を設けています。現在、学童保育室も定員どおり毎日いらっしゃるわけではなくて、大体8割ぐらいという形です。ですから40人を超えるというように定めましても、概ね40人規模に収まるため、国の基準に近い形で規定を設けています。

三橋部会員

いまの関係で有賀委員の質問の意図とはちょっと違うのではないかと思います。

国基準は概ね40人以下ということで、その付加の場合で「なお」といった表現はおかしいのではないかと、という話だと思います。

倉本住区推進課長

接続ということでしょうか。

三橋部会員

そうではなく、「なお」というのは、国基準との関係で怪しくなる。「ただし」という例外として設けるのかどうか、基準を明確にしたほうがいいのではないかと趣旨だと思います。

倉本住区推進課長

わかりました。なお書きなど、こちらのほうで検討させていただきます。

柴崎部会長

確認ですけれども、現在 50 人だと 8 割程度で 40 人に近い、出来るだけ国基準に沿いたいという方向性ですよね。

倉本住区推進課長

はい。左様でございます。

古庄意見表明者

足立区私立幼稚園協会の古庄と申します。幼稚園のほうでいろいろと分からない点がたくさんありますので、お伺いしたいと思いますが、別紙資料 5 に「運営に関する基準」というのが書いてありますが、ここに書いてあることはすごく大きい内容でして、実際に詳細についてはどこで決めるんでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

これについては条例になりますので、いまおっしゃられましたとおり大きな内容のものになります。実際の運用上、どのようにやっていくのか、というのは要綱とか、条例施行規則などで規定していくことになります。要綱等の制定については、今後、条例が出来た後、詳細を詰めていきたいと思っております。

古庄意見表明者

はい、ありがとうございます。この中にあります第 6 条「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」というのがありますけれども、ここでいう正当な理由とは、こういったことを具体的にいうのでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

ここに、例でも示させていただいておりますが、例えば定員を上回る申込みがあった場合ですとか、そういったことが該当すると思っております。あと、実際にその後、利用できなかった方に対しては他の施設のほうを紹介するなどの措置を講じなさい、ということが加えられております。受け入れられない場合には、そういった代替措置のことも、利用したいという方に話していただきたい、というような流れになっております。

古庄意見表明者

幼稚園のケースで考えますと、ここにありますが、1 号認定を受けた子どもが定員を上回る場合、「抽選」、「先着順」、「設置者の教育・保育に関する理念・基本方針に基づく選考」、この抽選は分かります、先着順も分かりますが、設置者の教育・保育に関する理念・基本方針に基づく選考、これはどういうことを言っているんですか。

鳥山子ども家庭課長

これについては現在も幼稚園の皆様は、建学の精神であるとか、そういったところで保護者の方を面接されて、選考されているかと思えます。そういったことをここでは言っていると思えます。

古庄意見表明者

では、幼稚園が持つ建学の精神に賛同されないという場合にはお断りしてよろしい、ということでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

はい。ここではそのように解釈できると考えております。

古庄意見表明者

自園に入れない場合は他の施設を紹介しなければいけない、ということですか。他の幼稚園を紹介するということでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

そういったこともあるかと思いますが、あと例えば、他の保育施設であるとか、そういったものがありますよ、というようなご案内ですとか、その方が次を考えられるような、そういったご提案をしていただきたい、ということです。

古庄意見表明者

地域の近所には、こういう幼稚園や保育園がありますよ、ということでよろしいんですね。

鳥山子ども家庭課長

基本的には、そういう話になっていくと思います。また、区の方にもお問合せいただく中で、そういった空き情報であるとか、施設などもご案内できるかと思います。

古庄意見表明者

続けてよろしいでしょうか。第9条の「支給認定の申請に係る援助」、まあ、こういう支給認定というのは我々には慣れない言葉なんですけれども、2番のところに「特定教育・保育施設は、支給認定の変更申請が遅くとも保護者が受けている認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。」が、これが良くわからないのですが。

鳥山子ども家庭課長

まず、1項のほうですが、認定を受けていない方から利用申込みがきた場合には、まず認定の申請が必要です、ということやこういった所へ行けばよいのかというご案内や手続きのお話しをしていただくのが、1項になります。2項については、変更申請がということになりますので、当初認定を受けた際に5時間の保育でいいですよと認定を受けた方が、何かの都合で変わってくる場合、分単位に変わりましたとか、そういったことがあるかと思いますが、そういった場合については有効期限内が切れるまでの1ヵ月前にはそういった届け出をしてください、といった中身です。それに対して事業者の皆さんの方からもご案内をしていただく期限というふうに考えます。

古庄意見表明者

有効期限というのがあるんですか。

鳥山子ども家庭課長

認定につきましては3年というのが有効期間、期限で定められてございます。

古庄意見表明者

3年、ふ～ん。はい。そしてこの表では、足立区の基準というのが右に書いてありますが、そこに新規というふうに書いてあるのはどういう意味ですか。考え方のところに新規と書いてあるのは。

鳥山子ども家庭課長

これにつきましては、これまでなかったといいますが、新たに今回の新制度の中で盛り込まれている内容ですので、区としては新たな考え方で、というふうにお示しをさせていただきます。

古庄意見表明者

続けてでよろしいでしょうか。続けてで申し訳ありませんが、第13条に「利用者負担額等の受領」というのがありまして、利用者負担の支払いをそれぞれ受けるということで、それ以外にも実費徴収、日用品、文房具等の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、食事の提供に要する費用など、それから実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができるが、その際は、あらかじめ徴収する額や徴収理由を書面によって明示しなければならない、とありますが、実費徴収というのはどういうものを実費徴収というのでしょうか。例えば、そういう日用品、日用品というのはあまりありませんけど、例えば教材とか、そういったものを保護者にお渡しした場合の費用というのは、例えばその仕入れに関する費用やほかに関する費用をその中に含めていいものなのでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

そについては、まだ詳細が出ていけませんので、これは確認させていただいて後ほどお答をさせていただきますと思います。

古庄意見表明者

実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる、ということですが、これは特別「こういうものは上乗せ徴収してもいいよ」、とか、「こういうものはだめなんですよ」、というものはないんでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

そこについては、例示がいくつかされているかと思いますが、少なくとも教育・保育をされる際に、上乗せで英語をやるので講師のための経費を分担するとか、そういった上乗せについては、別途請求していい、というふうに書かれていたと思っておりますので、これはいいとか、これはだめ、という事例はなかったと記憶しておりますので、ここは確認させていただいて後ほどお示しをしたいと思います。特にここで言っているのは、そういった保育料以外の出費が出るものについては、しっかりと保護者の方に理解をしていただくために表示をしてください、明示をしてください、とそういった趣旨の条文だというふうに思っております。

古庄意見表明者

この「あらかじめ徴収する額や徴収理由を書面によって明示しなければならない」というのは、それは、入園前にということでしょうか、それともそういう必要が出た時に、ということでしょうか。徴収する時に、ということでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

まず、入園を申し込まれる際に、こういった保育料以外の出費があります、というのをまずご理解いただくことも必要だと思いますし、入園されたあとにも、そういった出費がある、徴収がある、ということもきちんと明示しなさい、というふうに思っています。

古庄意見表明者

まだ、ありますけど続けていいんでしょうか。

柴崎部会長

あと、5、6分ぐらいで…。

古庄意見表明者

この中にあること、すごく分からないことが多いので、申し訳ないんですが、それではこの、次に重要なところということで、16条の「特定教育・保育に関する評価等」というところですが、「特定教育・保育施設は、自ら教育・保育の質の評価を行うとともに、保護者その他関係者による評価又は外部の者による評価を定期的に受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない」とありますが、保護者やその他関係者による評価、又はでいいんですね、これは。又は外部評価のどちらかということでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

ここでは、「又は」でございますので、どちらかそういった手法を取り入れて定期的に評価をしない、ということだと思います。

古庄意見表明者

それと23条の「掲示」というところですが、施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制など利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない、と、これは川下先生の質問にもありましたけれども、これは外に向けて、ということですか。施設の外及び通行する人に見えるようにということでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

園内に掲示をしなさいと…。

古庄意見表明者

園内に掲示をする…。

鳥山子ども家庭課長

園内の見やすいところに掲示をしてほしい、ということでございます。いま認証保育所などは「認証した」という証明書を見えるところに出しなさい、という規定もございまして、保育ママですと認定書について見えるところに掲出しなさい、というふうになっておりまして、どの事業所さんもママさんもそういう形で見えるところに掲示をしておりますので、同じような考え方であるかと思います。

川下意見表明者

全く同じところだったので質問させていただきたかったのですが、私もここに書かせていただいたように、例えば重要事項の掲示というのは、どのくらいの量になるのか、というのはまだこれからの話になると思うんですけども、例えば文章ですね、文字の大きさですとか、ということも関係してくると思うんですけども、「見やすい所に掲示」という趣旨も分かるんですが、何か保育所に入ってきて玄関のところにいきなり重要事項説明があって、というのは何となく違和感、子どもたちを預かる施設としては何か違和感を覚えるんですね。それで私は、その掲示というのはまさに「かかげる」ということになってしまうと思うので、掲示ではなくて例えば「見やすい所に備え付ける」というようなことでも参酌基準ということなので、決められれば、それでも十分対応はできるのかな、という趣旨をもって質問の方にも書かせていただいたというふうに思っています。国語の勉強ではないですけども掲示といえ、必ず掲げなければいけない。例えば、見やすい所に備え付けておいて、見られるような状況になっていれば、それでも可だよというようなこともありなのかなという提案をさせていただいたわけです。

鳥山子ども家庭課長

そこにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。

古庄意見表明者

まだたくさんありますけれども、これを最後にさせていただきます。第 27 条「秘密保持等」です。そこでは 1 番は、職員が業務上知り得た秘密を漏らしてはならない、とか、3 番に関係機関(小学校等)に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない、とありますが、これは指導要録とか、そういうものは別だということでしょうか、それ以外のことでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

指導要録につきましては、義務化されていますので、それはこの対象にはならないと思います。そのほか、個人に関わるお子さんの情報、保護者の方も含めてになると思いますけれども、そういった情報を小学校側に提供する場合については、事前に文書によって保護者の方に同意を得てほしい、という趣旨だと思います。

古庄意見表明者

まあ、いま幼保小連携と、小学校に入学する子どもたちについての聞き取りも実際にありますけれども、そういったものについても同意が必要だということでしょうか。

鳥山子ども家庭課長

そういったことになるかといまの時点では考えております。

柴崎部会長

はい。ありがとうございました。ほかにどうしても聞きたいというご質問はございませんでしょうか。はい。ございませんようですので、これにて質疑応答を終了させていただきます。貴重な意見、

ありがとうございました。先ほどもお二人から掲示板にどのようなことを掲示するか、ということなんですけれども、ヨーロッパの園などで例えばイギリスなどではいろんな施設があるけれどもどこに行ってもその保育課程、理念、主にこういう教育をしますよということと、職員全体の写真、今週はこんなことをやりますよ、というようなことを見やすいところに飾ってあるんですね。たぶん、そのようなことをイメージしているのだろうとは思いますが、必要以上に情報を公開させられるとまずいこともありますので、まだ共通理解が出来ていないので、だんだん分かりやすい、そういった施設を国は目指しているのかな、というイメージはあります。

橋本特別部会員

今日のところは主に認可・確認に関わる場所ですので、こういう質疑で進むのはまあ当然のことだと思うのですが次回以降のことをお願いをさせていただきます。基本的には使う側にとってはどうかしら、というところでやはり、分かりにくいというのがたぶん正直なところなのではないかというふうに思います。特に使う側から見た場合に問題になってくるのは、やはりサービスの継続性というところ、要するにお母さん方からすれば、例えば育休から復帰する時であるとか、それからお子さんがこれまでは認可保育園だったのだけれども放課後児童となった途端にサービスを受けられなくなって、そこでパートを辞めなければならなくなるとか、大体そういう移行期に親御さんのほうは問題を抱えていらっしゃる。その時にこれだけのサービスの幅がどういうふうにご利用出来るのか、出来ないのか、その視点から見てみるとちょっと縦割りの弊害みたいなものが残っているのではないかなという印象がございます。例えば先ほど、川下委員の方からございましたアレルギーを持っているお子さんに対する食事の問題というのも、これ、実は前回も少し指摘させていただきましたが、現行の学校保健安全法で実は保育所がちゃんと面倒見られていないというところが、完全に言ってみればピットホールになってしまって、決して食事だけの問題ではなくて、これはお子さんの健康や安全というような問題が現行の法律ではうまくその部分で誰も面倒見していない状態というところが空いてしまって、それを保育ママさんに全部背負わせることになるのか、という話になりかねないところでございます。お願いとしましては、ぜひ現行の国がつくった法律のほうでどう足立区としてコンプライするののかという話だけではなくて、逆にどうしても隙間が空いてしまうところを現場に立つ足立区としてどう埋められるのか、といったことのご議論をぜひ追加で見ていただければありがたいなと思いました。

柴崎部会長

はい。ありがとうございました。どうしても今日は「認可」と「確認」ということが中心でしたので基準づくりということで終わってしまいましたけれども、橋本委員がおっしゃいましたように、これからはどういう数の問題か、数と質との話しが出てきて今度計画を立てなければいけないわけですよ。そこにいま言ったような議論がいっぱい出てくると議論もしやすくなるかなと思います。そういう議論ができるような資料も事務局の方ではつくっていただければ、というふうにはお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。長い時間ありがとうございました。それでは議事進行を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

鳥山子ども家庭課長

皆様、ありがとうございました。次回のこの会議につきましては、先だっの通知の中にもお示しをさせていただいておりますけれども7月15日、午後3時からこの場所ということになります。改めて今日、次回の会議の通知につきましては発送させていただいておりますのでまたよろしくお願いいたします。

それから本日の会議録につきましては、後日また委員の皆様方に送付させていただきます。内容等をご確認いただきまして、誤り等がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

最後になりますが、お車でお越しの方につきましては駐車券をご用意しております。出口で事務局職員にお声かけをいただければ、と思います。本日はどうもありがとうございました。